

平成 27 年度

第 4 回理事会

(平成 27 年 08 月 20 日開催)

議 案 書

公益財団法人 前川財団

目 次

議 題

第 1 号議案	平成 27 年度助成の件	2
第 2 号議案	選考委員報酬変更案の件	2
第 3 号議案	評議員会開催の件	2

第 1 号議案 平成 27 年助成の件

選考委員会において、当財団の平成 27 年度助成先候補者を別紙の通り選考いたしました。審議のうえ承認を求めます。

第 2 号議案 選考委員報酬変更案の件

選考委員報酬変更の案を別紙の通り作成いたしました。審議のうえ承認を求めます。

第 3 号議案 評議員会開催の件

本理事会で決議した選考委員報酬変更の件について承認を求める評議員会を下記の要領で行うことといたしました。審議のうえ承認を求めます。

平成 27 年第 3 回評議員会

日時 平成 27 年 08 月 26 日（水）午後 1 時 00 分より

場所 公益財団法人 前川財団

議題 第 1 号議案 選考委員報酬変更の件

以上

氏名	所属機関	研究課題名
明和 政子	京都大学	身体接触をともなう遊びが乳児期の脳および行動の発達に与える影響
森川 夏乃	東北女子大学	母親からの賞賛が子どもの動機づけに及ぼす影響—非言語コミュニケーションに着目して—
芝田 圭一郎	大阪城南女子短期大学	幼児の「遊びメディア」(乗り物・TVヒーロー)分析を通じた家庭内男性の文化伝承の歴史的変遷
岐部 智恵子	お茶の水女子大学大学院	父親の抑うつと未就学期の子どもの発達: 育児参加を軸とした日英比較から
弘田 陽介	大阪総合保育大学	大阪・船場の商人文化に探る家庭の子育て・教育力
佐藤 朝美	愛知淑徳大学	ファミリー・ポートフォリオ活用による家族の遊びの提案: ファミリー双六アプリの開発
池田 雅之	早稲田大学	家庭教育の再生と教育ボランティアの可能性に関する実践的研究
宮崎 康子	人間文化研究機構国際日本文化研究センター	児童文学にみられる子どもの死生観・道徳観—大正期における児童雑誌『赤い鳥』を中心に
吉長 真子	福山市立大学	近代日本における産育の変容と「母性の教化」
尾崎 博美	新渡戸文化短期大学	「家庭—地域—学校」の連携が生み出す関係的な「知の様式」の研究—「公—私」をつなぐ「感覚とことば」の学びの分析—
鍛冶 宏介	京都学園大学	江戸時代手習教育における七夕行事の研究
新原 道信	中央大学	“コミュニティを基盤とする参与的行為調査”による“臨場・臨床の智”の伝達に関する実証的研究
松浦 智和	名寄市立大学	統合失調症患者の子育て、家庭教育の課題に関する研究
山崎 洋子	武庫川女子大学	現代社会における家庭教育とインフォーマル教育に関する研究
劉 郷英	福山市立大学	乳幼児期の母語発達を促す教育プログラム開発に関する基礎研究
石山 秀和	立正大学	近世期のメディアにみる「教育」の諸相
小尾 麻希子	武庫川女子大学短期大学部	農繁期託児所と子育て・家庭教育との関係をめぐる歴史的考察
村井 尚子	大阪樟蔭女子大学	保護者の気持ちに寄り添える保育者、教育者の育成に関する研究—授業における現象学的探究を通して—
亀崎 美沙子	十文字学園女子大学	乳幼児期の家庭の養育力向上のための支援におけるジレンマに関する研究
青木 聡	大正大学	離婚時の親教育プログラムの開発に関する基礎研究(2) ～同居親に対するインタビュー調査から～
柗 瑞希子	聖徳大学	祖父母世代の子育て支援日独意識調査-異世代間交流から協働へ-
竹田 恵	鶴川女子短期大学	家庭の教育機能の変化とモンテッソーリ教育再導入
大貫 俊彦	木更津工業高等専門学校	「家庭・教室・世界をつなぐ教育—松美佐雄『教室童話学』の初等教育における実践と普及に関する研究(継続)
西畑 利栄子	JWUほうめいこどもクラブ	日本女子大学における「放課後サポート」について、実施にむけての調査・研究

公益財団法人前川財団役員等の報酬及び費用に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人前川財団（以下、「当財団」という。）の役員等の報酬及び費用に関し必要な事項を定め、もって公正かつ適切な事業運営を推進することを目的とする。

(適用範囲)

第2条 前条の「役員等」とは、次の各号のとおりとする。

- (1) 理事
- (2) 監事
- (3) 評議員
- (4) 定款第4条1項1号に掲げる助成事業の選考委員

(報酬の支給)

第3条 前条第1号及び第2号に掲げる者のうち、非常勤の者に対しては理事会及び評議員会一回の出席に対し2万円の報酬を出席の都度、支給する。

2 前条第1号及び第2号に掲げる者のうち、常勤の者に対しては月額50万円の報酬を毎月25日に支給する。

3 前条第3号に掲げる者に対し、評議員会一回の出席に対し2万円の報酬を出席の都度、支給する。

4 前条第4号に掲げる者に対し、報酬は、次のとおりとし、助成先決定後遅滞なく支給する。

選考委員長 年額35万円

選考委員 年額25万円

(報酬の支給方法)

第4条 前条第1項に規定する報酬は、理事会及び評議員会への出席に応じ、その都度支給する。

2 前条第3項に規定する報酬は、評議員会への出席に応じ、その都度支給する。

3 前条第4項に規定する報酬は、理事会において当該年度にかかる助成先の決定に関する承認を得た後、支給する。

4 報酬は、通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

5 報酬は、法令に定めるところにより控除すべき金額及び本人から申出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

(費用の弁償)

第 5 条 当財団は、第 2 条各号に掲げる者に対し、その職務の遂行に伴い発生した旅費及び交通費を別に定める旅費規程の定めに基づき弁償する。

2 第 2 条各号に掲げる者から費用の弁償の請求があったときは、現金で支払う。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

(規程の改定)

第 6 条 本規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

附則

制定	平成 26 年 5 月 28 日	施行	平成 26 年 5 月 28 日
改訂	平成 26 年 8 月 19 日	施行	平成 26 年 8 月 19 日
改訂	平成 26 年 11 月 19 日	施行	平成 26 年 11 月 19 日
改訂	平成○ 年○ 月○ 日	施行	平成○ 年○ 月○ 日